

岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会（第2回）資料

令和7年2月4日（火） 岩手県中学校体育連盟

- 1 拠点校部活動・合同部活動など、学校の設置者が推進する活動の、本連盟主催大会参加に係る規程の整備（別紙資料）
 - 2 各県都道府県中体連の状況（課題等） 令和6年度日本中体連調査（部活動の地域移行に係る調査）より抜粋
 - ・地域クラブへ選手が流れ、学校部活動が成り立たなくなっている
 - ・勝利至上主義ととれるチーム編成、明らかな強化目的のチーム
 - ・圧倒的戦力が地域クラブ活動に集まり、同じカテゴリーで戦うことのもどかしさや不公平感
 - ・ガイドラインを守らず練習する地域クラブ活動団体
 - ・中体連の理念を理解していない（浅い）クラブの存在
 - ・専門部員（教員）の減少により、既存の中体連大会の企画運営難
 - ・地域クラブ活動でのトラブルを学校に持ち込まれる
 - ・県中総体優勝するも上位大会を辞退（旅費が賄えないため）
 - 3 地域クラブ活動生徒の夜間時間帯の活動（健康面、家庭学習面への懸念）
 - 4 外部指導者等の大会参加にかかる費用負担、保険等について
地域クラブ活動で活動する生徒の増加に伴い、外部指導者の大会引率の増加が見込まれる。
また、外部コーチ、校外コーチ、保護者が大会引率した際の事故にかかる傷害保険適用の共通認識が必要。
 - 5 中体連チームの減少、地域クラブチームの増加が進む中、また、急激な人口減少が進む中、効果的、効率的な大会運営の在り方について、運営組織の再構築も視野に入れた検討
 - 6 次期「学習指導要領」改訂の議論 …「部活動」と「地域クラブ活動」の位置づけ
 - 7 地域展開にかかる地域クラブ活動の指導者の確保。適切な指導。（量と質の確保）
 - 8 地域展開にかかる活動場所の確保
 - 9 地域クラブ活動に通うことによる生徒（保護者）の負担増
 - 10 地域展開にかかる必要な財源確保
- * 7～10 が環境整備（受け皿）の肝でありながら、ここが大きな課題・・・
- 11 文化部の地域展開の推進

拠点校部活動・合同部活動の大会参加規程（案 6 070116）

岩手県中学校体育連盟

1 趣旨

生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、学校の設置者（各市町村教育委員会等）が運動部活動に参加したい生徒の持続可能な事業として推進する活動に対し、大会参加の機会を保障するものであり、勝利至上主義のためのものではない。

なお、設置者が行う拠点校部活動・合同部活動で大会の参加希望があった場合は、次の条件並びに規程を満たしていることを確認の上、認めるものとする。

2 規程

本連盟として、拠点校部活動・合同部活動を次のように整理する。

(1) 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、各市町村教育委員会とし、実施主体は公立中学校とする。

(2) 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

(3) 実施期間

事業主体の判断に委ねることを原則とするが、事業計画が複数年又は永続的なものが望ましい。

3 条件

(1) （公財）日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規程」に該当している。

(2) 当該活動に関わる学校全てが岩手県中学校体育連盟に加盟している。

(3) 参加に係る申込手続きは、拠点校（代表校）が当該校長の責任のもと行う。

(4) 拠点校部活動・合同部活動の引率・監督は、拠点校（代表校）の校長・教員・部活動指導員※を原則とするが、事業主体（学校の設置者）が認めた場合、拠点校（代表校）以外の当該活動に関わる学校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者が行うことも認める。

※ここでの「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に示されている者であり、学校の設置者により任用されている者をいう。

4 実施上の留意点

(1) 大会参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校（代表校）の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校（代表校）の部活動規程・生活指導に同意すること。

(2) 大会等への参加

ア チーム等の名称は、拠点校名とするが、拠点校であることがわかる形とすること。

イ 大会参加に係る必要な手続き等は、拠点校（代表校）で行うこと。

ウ 拠点校部活動・合同部活動のチーム競技における取扱は、「一単位チーム」とし、複数校合同チームを編成することを可能とする。この場合、当該の「拠点校部活動・合同部活動のチーム」を「単独の学校のチーム」とし、「岩手県中学校総合体育大会・岩手県中学校新人大会における合同チーム参加規程」に準じて編成すること。

エ 各地区中学校体育連盟事務局及び県専門委員長は、拠点校部活動・合同部活動の出

場を認めた際は、岩手県中学校体育連盟事務局に報告すること。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

ア 在籍校から活動場所（学校）への移動は、事業主体の判断の下、在籍校の指示による。

イ 活動中は、当該活動の指導者（顧問や外部指導者）の指示に従う。

ウ 在籍校及び拠点校（代表校）の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。

5 その他

(1) 本規程は、本連盟主催大会参加に際して整理したものであり、各自治体における多様な部活動の形を制限するためのものではない。

(2) 本規程は、地域展開の進捗状況を踏まえ、随時検討をしていくものとする。

(3) 本規程は、令和 年 月 日より施行する。

策 定 令和 年 月 日

合同チームと拠点校部活動・合同部活動

岩手県中学校体育連盟

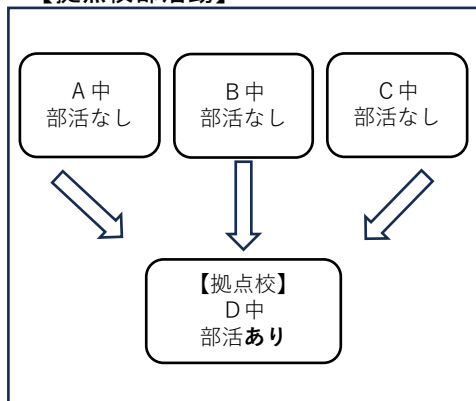
	合同チーム 〔複数校合同チーム〕 〔関係学校に部活動設置〕	拠点校部活動・合同部活動 （学校の設置者が行う拠点校部活動・合同部活動）	
		合同部活動 （関係学校に部活動設置）	拠点校部活動 〔拠点校にのみ当該種目部活動設置〕
成り立ち	部員数減少により単独チーム編成ができない場合の救済措置	在籍校に希望する部活動はあるが、専門的な指導ができない場合等の救済措置	在籍校に希望する部活動がない場合の救済措置
種 目	個人種目のない次の競技種目（9種目）に限る バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、ホッケー、アイスホッケー、ラグビー	制限なし	制限なし
関係校の部員数 （最低人数）	学校単位で次の指定定数を下回った場合 バスケットボール(5)、サッカー(11)、ハンドボール(7)、軟式野球(9)、バレーボール(6)、ソフトボール(9)、ホッケー(6)、アイスホッケー(12)、ラグビー(12)		
編成範囲 （エリア）	同一地区中体連内 （地区大会が県大会の予選となっているため）	同一地区中体連内 （地区大会が県大会の予選となっているため）	同一地区中体連内 （地区大会が県大会の予選となっているため）
校 数	1 参加可能最低人数に満たない複数校 2 参加可能最低人数に満たない学校と、参加可能人数を満たしている学校（ただし、合計の人数が登録人数以内であること） 3 各地区が定める「地区中体連合同チーム規程」を満たしている学校	制限なし	制限なし
チーム名	校名を併記する	拠点校名・合同部活動名 ただし、拠点校・合同部活動校がわかる形〔○○学校（拠）〕	拠点校名 ただし、拠点校がわかる形〔○○学校（拠）〕
引率・監督	出場校の校長・教員・部活動指導員	合同部活動の校長・教員・部活動指導員	拠点校の校長・教員・部活動指導員

※合同部活動については、「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に準じていないことも考えられるため確認中

県中体連主催大会に参加が認められる拠点校部活動・合同部活動

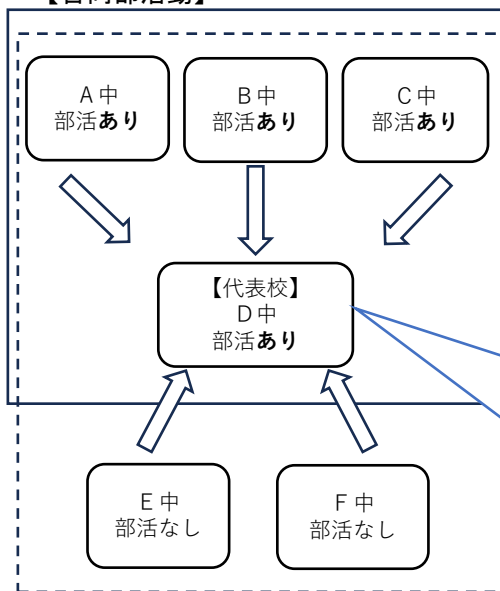
「拠点校・合同部活動」の基本構造について

【拠点校部活動】



- 拠点校部活動、合同部活動、いずれの場合においても「複数の学校の生徒が、年単位での活動計画の下、一つのチームを形成して活動するもの」が基本的な構造になる。「部活動の学校間での統合」と言い換えることもできる。
- 示している例以外の実施方法も想定されるが、実施計画の趣旨が勝利至上主義のためのものでなければ、大会参加が可能と判断する。

【合同部活動】



- 平日の活動を共に行えない場合もあるが、「活動内容」ではなく「実施計画の趣旨」が判断基準となる。
- 拠点校部活動、合同部活動、いずれの場合においても「部員の人数」は問わないものとして取り扱う。

□ 実線の範囲が一般的なイメージだが、場合によっては点線の範囲で実施することも考えられる。

□ 合同部活動という名称ではなく、「代表校」を「拠点」と捉え、「拠点校部活動」として実施している場合も考えられる。